

議案第 20 号

羽曳野市公園条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。